

# 中国農業発展銀行の貧困農家向け支援

## — A分行の例 —

主任研究員 若林剛志

### 1 中国農業発展銀行

中国農業発展銀行は、1994年に農業・農村・農民政策を推進するために設立された政策金融機関である。同行の取引先には、地方政府や比較的大規模な農業関連企業が多く、農家は取引先ではない。本稿では、同行のA分行(省レベルの支店)が金融包摂の一部として位置づけ、貧困認定を受けた農家の貧困からの脱却のために行っている支援を紹介したい。条件不利地域では3割近くの農家が貧困認定を受けている場合もあるといい、そうしたなか、A分行では貧困農家支援プログラムを持っている。なお、中国農業発展銀行を詳しく知りたい場合は王(2015)、中国の小規模農家向け融資に見る金融包摂については若林・王(2019)を参照いただきたい。

### 2 貧困農家向け資金支援

支援プログラムは、資金支援と現物支援(預託)に分かれる。

資金支援プログラムは、A分行が農村商業銀行等に資金を貸出し、農村商業銀行等がその資金を貧困農家に融資するもので、2018年より開始された。A分行から農村商業銀行等へは総行(本店)が債券発行により調達した資金の金利に近い水準で貸出され、農村商業銀行等は同行からの調達金利に一定の金利を上乗せして貧困農家に融資している。この金利水準も低く抑えられている。貧困農家向け融資は、運転資金では最長1年、設備資金では最長5年という期間を設けて貸出されている。

### 3 貧困農家向け現物支援

現物支援プログラムは、いわゆる預託である。典型例は、子牛等の購入が困難な貧困農家が、農業関連企業や大規模農業経営体等から子牛等を預託され、収入を得ることができるとのしくみである。

具体的には、企業が子牛を貧困農家に預け、飼養技術の提供とともに飼料等の生産資材を与えながら、企業が求める期間肥育を行い、その後牛を企業に戻す。この時、貧困農家は定額の預託料を受け取る。企業のなかには、企業が求める水準に達した牛を肥育した農家に対し、子牛を無償で、あるいは飼料を無償で供与する等の奨励策を持つところもある。

以上の現物支援プログラムも、A分行の貧困農家への直接的関与はなく、企業への分行との取引優遇という形で関与している。預託のような農業生産に関連する取組みを取引先企業等が行い、貧困削減へ貢献すれば、A分行はその貢献度合に応じて、企業への貸出金利を引き下げる等の優遇措置をとっている。

### 4 支援プログラムの現況

2つの支援プログラムは、A分行イノベーション事業部が商品開発を担当し、金融包摂を担当する貧困扶助金融事業部がそのプログラムの運営にあっている。貧困扶助金融事業部の職員によれば、18年に開始された資金支援プログラムは、既に貧困農家向けに2億元以上の資金を供給しており、貧困削減に貢献し始めているが、一方で継続性に不安があるとのことであった。それは、この資金の返済率が通常の融資と比べ芳しくないからであ

った。

しかし、既に返済率上昇への対策も講じられつつある。実施され始めている取組みのひとつとして、若手公務員等が担い手となる村駐在第一書記(以下「第一書記」)の活用がある。第一書記とは、若手公務員等が教育研修の一環として農村に派遣され、農村の支援をしながら、農村を理解する制度で、12年に開始された。同分行では、主として貧困層を多く抱える村の村長の了承を得て、第一書記が融資全般あるいは貧困農家向け融資制度について貧困層に対し説明する機会を提供している。聞き取りによれば、融資を受けた貧困農家のなかには、同分行の貧困農家向け資金の認識が不十分で、この資金を政府からの供与物のように認識してしまう者がいるとのことであった。

また、A分行職員への聞き取りによれば、借入の返済が不能となっても貧困認定は受け続けることが可能だが、融資を受けることは難しくなる。貧困農家においても、将来資金需要が生じることもあると考えられ、その時融資が受けられない等の不利益を被らないよう、今のうちに融資への理解を深め、将来にわたって融資を有効活用してもらいたいとのことであった。

一方の現物支援プログラムは、企業の取組み次第のところがある。

このプログラムは、所得を得る手段が少なく、産業振興の必要性はあるものの、その育成が難しい条件不利地域で有効な取組みであるという。貧困農家の一部は、移民指導等を受けて転居し、その先で雇用を確保することもあるという。しかし、条件不利地域に残った貧困農家が引き続き農業を行うことで生計を立てていくのは難しく、このプログラムにある預託制度は、貧困層の生活の底上げになるとのことであった。

## 5 支援プログラムの特徴

この貧困農家向け支援策にはいくつかの特徴がある。

第1に地域的取組みの実施である。分行には、総行(本店)の方針を受けて、分行が支援プログラムを策定する権限を付与されており、地域の実情を反映した支援策の策定が可能となっている。

第2は低金利である。低金利による手厚い支援は、貧困農家の自立を妨げることもあるが、まずは貧困農家が融資を受けやすい設計としており、農村商業銀行等に任されている金利水準は低い。

第3は間接的関与である。金融機関のみで貧困農家を支援するには限界がある。こうしたなか、プログラムに企業等への優遇策を組み込んだ貧困農家向け現物支援プログラムも取りそろえている。

第4に、第一書記を活用し、金融リテラシーを盛り込んだ点である。A分行職員の将来の資金需要をも見越した融資教育的な発言は重要な視点を含んでいる。それは、貧困農家が中長期的な視点で営農を行うことで、営農に継続性が伴い、技術や資本の蓄積が進むからである。仮に、預託から資本蓄積を進め、経営規模を拡大する農家がでてくれば、以上のような循環に身を置くことができる可能性が生まれてくる。

貧困農家は融資における金融包摂が難しい主体であり、かつ中国農業発展銀行にとって彼らは直接の取引対象ではない。このようななか、支援プログラムを組み、他組織と連携することで貧困を削減しようという同分行の取組みは注目に値する。

### <参考文献>

- ・王雷軒(2015)「中国農業政策金融機関の変貌と課題」『農林金融』第68巻第8号、20～30頁
- ・若林剛志・王雷軒(2019)「小規模農家向け融資に見る中国の金融包摂」『農林金融』第72巻第12号、19～39頁

(わかばやし たかし)